

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第40号) 第14条の2第2項	中止命令処分	資源循環推進課

- 1 条例第14条の2第2項に基づき、盛岡市及び規則で定めるもの以外の者で、家庭系廃棄物の集積場所から資源物（びん・缶・ペットボトル・容器包装・古紙・生ゴミ等）を収集し、又は運搬した者に家庭系廃棄物の集積場所から資源物を収集し、又は運搬しないよう命ずる場合の処分基準は次のとおり。

家庭系廃棄物の集積場所から資源物を収集し、又は運搬しないよう指導を受けていた者が再度当該行為を行い、当該処分を行う必要があると盛岡市長が認めること。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。